再生をしようとするフロン類の種類	
再生をしたフロン類の用途	
第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力	
種類	
数	
構造	
再生の能力	
第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法	

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。